

平成24年度 大阪府農業振興地域整備審議会

次 第

○開会挨拶（大阪府環境農林水産部農政室長）

○委員紹介、審議会概要説明

○会長選任

○議事

議題1号 市町村農業振興地域整備計画の変更について

議題2号 農村総合整備事業「岸和田丘陵地区」の事業計画について

○閉会挨拶（大阪府環境農林水産部農政室整備課長）

配布資料一覧

1 平成24年度大阪府農業振興地域整備審議会 委員配席図

2 大阪府附属機関条例等の一部を改正する条例

大阪府農業振興地域整備審議会規則

大阪府農業振興地域整備審議会委員名簿

3 平成24年度大阪府農業振興地域整備審議会 議題

(1) 市町村農業振興地域整備計画の変更について

- ・大阪府農業振興地域整備基本方針の概要【参考】
- ・堺農業振興地域整備計画の概要
- ・岸和田農業振興地域整備計画の概要
- ・泉佐野農業振興地域整備計画の概要
- ・富田林農業振興地域整備計画の概要
- ・和泉農業振興地域整備計画の概要
- ・柏原農業振興地域整備計画の概要
- ・羽曳野農業振興地域整備計画の概要
- ・能勢農業振興地域整備計画の概要
- ・河南農業振興地域整備計画の概要
- ・千早赤阪農業振興地域整備計画の概要

(2) 農村総合整備事業「岸和田丘陵地区」の事業計画について

大阪府条例第百二十九号

大阪府附属機関条例等の一部を改正する条例

(大阪府附属機関条例の一部改正)

第一条 大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

(中 略)

別表第一(第二条関係) ※一部抜粋

一 知事の附属機関

名称	担任する事務
大阪府農業振興地域整備審議会	農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第四条第一項の農業振興地域整備基本方針の策定又は変更、同法第六条第一項の農業振興地域の指定、区域の変更又は指定の解除、同法第九条第一項の農業振興地域整備計画の策定又は変更その他農業振興地域の整備及び農業の振興に関する重要事項の調査審議に関する事務

(中 略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

大阪府規則第二百五十号

大阪府農業振興地域整備審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府農業振興地域整備審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じて、大阪府附属機関条例別表第一第一号に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員十三人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 学識経験のある者

二 市町村長

三 大阪府農業会議、大阪府農業協同組合中央会、大阪府土地改良事業団体連合会その他の農業関係団体の代表者

四 大阪府都市計画審議会の委員

五 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。

(費用弁償)

第七条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、環境農林水産部において行う。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成24年度大阪府農業振興地域整備審議会

と き 平成25年2月28日（木）

午前10時から

ところ 大阪府咲洲庁舎20階（まち側）会議室

議 題

【審議案件】

議題1号 市町村農業振興地域整備計画の変更について

議題2号 農村総合整備事業「岸和田丘陵地区」の事業計画について

大阪府農業振興地域整備基本方針の概要

I. 農業振興地域整備基本方針について

○都道府県知事が定める「農業振興地域整備基本方針」は、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という）第4条に規定されており、その内容は、国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「国基本指針」という）に準拠するものです。

平成22年6月の国基本指針の改定に伴い、大阪府では平成23年1月、農振法第5条の規定による農業振興地域整備基本方針の変更を行いました。本基本方針は、農業振興地域の指定を受けている府内各市町村の「農業振興地域整備計画」（以下「市町村整備計画」という）の基準となるべき事項を、おおむね10年を見通して定めたものです。

II. 背景

○農地改革プラン（平成20年12月）

食料自給率向上のため農業生産の基礎的資源である農地の確保・有効利用を図る。

- ・これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保する
- ・農地を貸しやすく借りやすくして、農地を最大限に活用する

○農地改革プランに基づく改正法施行（平成21年12月15日）

- ・農地法、農振法、農業経営基盤強化促進法ほか

III. 改正農振法の要旨

○優良農地の確保のための仕組みの充実をする

○農地の農用地区域からの除外を厳格化する

○公共施設の開発行為について法定協議制度などを導入する

○確保すべき農用地の面積目標を明記する

○集团的農用地の面積要件を20haから10haへ引き下げる

○面積目標達成状況の把握のため、国は都道府県の面積目標について、毎年の達成状況を把握し公表する。また達成状況が不十分な場合は、必要な措置を講じるよう要求する。

IV. 国基本指針の変更(平成22年6月11日)

○確保すべき農用地面積

平成21年：407万ha ⇒ 平成32年：415万ha（+8万ha、+2%）

○都道府県基本方針の面積算定基準を明示

○農業振興地域の指定基準面積の引下げ

100ha ⇒ 50ha

○集团的農用地の面積要件の引下げ

20ha ⇒ 10ha ※再掲

V. 大阪府農業振興地域整備基本方針の変更

○今回の変更にあたっての考え方

法改正等によるもののほか、以下の大阪府の独自施策の内容を反映させる。

・「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」(平成20年4月)

⇒ 大阪版認定農業者制度

認定農業者に対する育成・支援、農業生産法人を含む新規参入、大阪エコ農産物の推進

⇒ 農空間保全地域制度

農空間の持つ公益的機能の発揮、後世に引き継いでいく本制度による基盤整備や利用集積の取組み

遊休農地の発生抑制・再生(耕地の再生・農空間づくりプラン、農地の貸借)

⇒ 農産物の安全安心確保制度

大阪産(もん)の消費拡大、なにわ特産物の生産振興、地産地消の推進、その他農外からの新規就農者の確保、安全安心な農産物の流通施設の整備

・「大阪府における農林水産分野の新たな方向性について」(平成22年8月答申)

活気と魅力に満ちた『農のある暮らし』の実現のため、以下の施策を行う

⇒ 農産物直売所の整備

⇒ 営農環境の整備：農空間の保全・活用

⇒ 地産地消の推進

⇒ 「大阪産(もん)」の消費拡大、ブランド化の推進

⇒ 就農促進：技術支援、情報提供、資金支援

⇒ 都市住民の農のある暮らしを目指す

VI. 大阪府農業振興地域整備基本方針について

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

これまでのすう勢から、国基本指針に則し、農用地区域への編入促進、農用地区域からの除外抑制、耕作放棄地の発生抑制、耕作放棄地の再生等各種施策を実施することにより、平成32年において、大阪府内の農用地区域内の農地面積(耕地面積)4,562haを確保する。

平成21年：4,420ha ⇒ 平成32年：4,562ha(+142ha、+3.2%)

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取り組みの推進

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正な運用、府条例に基づいた農業経営の安定、農業生産基盤の整備、遊休農地の発生抑制、再生及び農地・水・環境保全向上対策や地域ぐるみの農空間保全活動等を推進する。

専業農家の育成及び、新規就農者を確保育成するための技術指導や就農支援を行うとともに、府内産農産物等の「大阪産(もん)」の消費拡大を進め、「大阪エコ農産

物」の生産を促進し、直売所や朝市での直接販売を推進することで、農地の確保を図る。

2 農業上の土地利用の基本的方向

農業地帯について、自然的・社会的条件の類似性等の観点から、「農と緑の総合事務所」の所管区域を単位として、4農業地帯を設定する。

農業地帯名	土地利用の基本的方向
北部 農業地帯	都市的土地利用と農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、農空間を適正に保全する。
中部 農業地帯	
南河内農業地帯	
泉州 農業地帯	

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（指定予定地域）

	指定予定地域	指定予定面積	
		総面積	農用地面積
現 行	1 9	32,608ha	9,985ha
変更案	1 9	32,505ha	9,870ha
増減	0	▲103ha	▲115ha

※総面積……農業振興地域として指定された全ての面積

農用地面積……農業振興地域として指定された面積のうち田、畑、樹園地及び採草牧草地の面積

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

(1) 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業及び農空間の多様な公益的機能が発揮されるよう、農地の効率的な利用を促進するなど、農業生産基盤の整備を推進する。

(2) 農業地帯別の構想

4農業地帯の特色を活かした生産基盤、生活基盤の整備を進める。

(3) 広域整備の構想

南河内地域での山間・山麓部から泉州地域の山間部を結ぶ基幹農道の整備を推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

(1) 農用地等の保全の方向

農用地等の公益的機能の面から農業者に加え、企業や府民など多様な担い手による農地利用や維持管理の府民参加の促進などを進める。

(2) 農用地等の保全のための事業及び活動

農業施設の長寿命化や地域ぐるみでの保全・活用などの取組みなどを推進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

○基本的な方向

- ・「大阪産(もん)」の認知度向上による府内産農産物のイメージアップと消費拡大と併せ、「なにわ特産品」「大阪エコ農産物」の供給など、生産物の高付加価値化による所得の確保を図る。
- ・また、農地の集積を進め経営規模の拡大のため、農作業の受委託を含め、農用地の流動化を促進する。

○農業地帯別の構想

- ・4 農業地帯の特色を活かした生産を推進する。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

(1) 重点作物別の構想

- ・消費者のニーズに対応できる都市農業の振興を図る。
- ・生産の合理化と企業化を推進する。
- ・地産地消を推進する。

(2) 農業地帯別の構想

- ・4 農業地帯の特色を活かした生産・施設整備を進める。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

- ・地産地消に取り組み、大阪版認定農業者を育成・支援していく。
- ・ITを活用した情報提供システム、直売施設や農産物加工施設等の整備を推進する。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

- ・先進的な農業生産技術指導のほか、環境保全型農業技術指導など、指導・情報提供を一元的に行なう機能の構築を図る。

(3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

- ・「農の匠」「認定農業者」「大阪版認定農業者」を中心に地産地消の推進や大阪エコ農産物の生産を進める。
- ・農作業の受委託等を促進し、家族経営協定の普及に努める。
- ・将来の担い手育成に向け、農業教育を推進する。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

- ・地元における安定就業を促進する。

(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想

- ・農業機械のオペレーター集団の育成や農作業ヘルパー制度等の整備を行う。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

○地域住民の参加を得ながら、集会施設、農村広場、農村公園等の施設の整備を進める。

堺農業振興地域整備計画の概要

第1 農用地利用計画

○土地利用の構想

表1 農業振興地域内の土地利用の状況 単位 ; ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林、原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在(H22)	645	32.1	8	0.4	346	17.2	1,008	50.2	2,007	100.0
目標	691	33.4	8	0.4	325	15.7	1,047	50.6	2,071	100.0
増減	46		0		▲ 21		39		64	

○農用地区域の設定方針

- ・本農業振興地域内にある現況農用地約 645ha のうち、下記 a b c 以外の農用地 227ha について農用地区域を設定する方針である。
 - a 地域、地区及び施設等の整備に係る農用地
 - b 集落区域内に介在する農用地
 - c 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でない認められる農用地
- ・本農業振興地域内にある現況農業用施設用地のうち(ア)において既存農用地に介在し、又隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの 8ha について、農用地区域を設定する方針である。
- ・本地域内にある現況森林、原野のうち、(ア)において既存農用地に介在するものであって、当該農用地と一体として開発整備し、保全する必要がある森林、原野等 25ha を農用地区域に設定する方針である。

○各地区の農用地区域面積一覧

単位;ha

	農用地			左の内訳									農業用施設用地			計			森林 原野 等
				田			畑			樹園地									
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
北八下	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	38	35	▲3	38	35	▲3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	35	▲3	3
東陶器 ・深井	(32)	(38)	(6)	(27)	(25)	(▲2)	(5)	(13)	(8)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(32)	(38)	(6)	(0)
	117	148	31	53	66	13	64	82	18	0	0	0	0	0	0	117	148	31	16
福泉	(0)	(103)	(103)	(0)	(93)	(93)	(0)	(10)	(10)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(103)	(103)	(0)
	130	134	4	113	116	3	17	18	1	0	0	0	0	0	0	130	134	4	0
上神谷	(104)	(168)	(64)	(60)	(101)	(41)	(44)	(67)	(23)	(0)	(0)	(0)	(8)	(8)	(0)	(112)	(176)	(64)	(25)
	226	247	21	159	158	▲1	64	86	22	3	3	0	8	8	0	234	255	21	147
美木多	(91)	(90)	(▲1)	(8)	(14)	(6)	(8)	(9)	(1)	(75)	(67)	(▲8)	(0)	(0)	(0)	(91)	(90)	(▲1)	(0)
	134	127	▲7	21	19	▲2	7	8	1	107	100	▲7	0	0	0	134	127	▲7	180
計	(227)	(399)	(172)	(95)	(233)	(138)	(57)	(99)	(42)	(75)	(67)	(▲8)	(8)	(8)	(0)	(235)	(407)	(172)	(25)
	645	691	46	383	394	11	152	194	42	110	103	▲7	8	8	0	653	699	46	346

()内は農用地区域面積

○用途区分の構想

(ア) 北八下地区

今後とも水稻を中心とした営農により、集落環境と農業環境との調和を図る。

(イ) 東陶器・深井地区

陶器北地区については、農用地の集団化と農作業の受委託により農用地の有効利用を図っていく。

深井畑山地区については、将来、農用地区域の設定を行い、農道等、土地基盤の整備と近代化施設の整備を推進し、施設野菜の生産団地の育成や土地、労働生産性の向上を図り、将来とも本市の重要な畑作地帯として農用地の有効利用を進める。

(ウ) 福泉地区

太平寺地区においては、平成23年度より「農空間保全活性化事業」を導入し、土地基盤整備を含めた農空間整備のあり方について検討を進めている。

将来、農用地区域の設定、基盤整備や農地の流動化等により農地の集約化を図り、営農環境の改善に努める。また、都市化が進展しつつある周辺においては、都市と農業の調和のとれた土地

利用に努める。

(エ) 上神谷地区

a 長峰地区

水稻を中心に経営規模の拡大を図るとともに、大都市立地圏の特性を活かし、施設野菜・園芸作物などの栽培を振興する。

b 鉢ヶ峯地区

今後、トマト、イチゴ等の施設野菜・園芸作物等の生産施設の整備をより推進する。さらに、「ハーベストの丘」、フォレストガーデンや酪農団地などとネットワークの形成を図り、市民が自然の中でふれあえるレクリエーションの場、市民と農業との交流の場の充実に努めていく。

c 畑地区

家畜排泄物の適正処理による環境対策に取り組むとともに、耕作農家との連携を進める。また、市民との交流による酪農団地の活性化を図るため、新たな生産方式の導入による生産性の向上や育成牧場を活用した地域交流の推進など、市民に開かれた都市畜産の再編整備を行っていく。

さらに、上神谷・美木多地区の各地域とネットワークを形成するための連絡道の整備などを行っていく。

(オ) 美木多地区

将来とも樹園地として高度利用を図るため、農道、作業道を中心とする農業生産基盤の整備を行う。また、上神谷地区とのネットワークの形成を図り、観光農園などの整備も行っていく。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

○農業生産基盤の整備及び開発の方向

市内には未だほ場整備の行われていない集団化した優良農地があり、地元農家への啓発活動などを行い農地の保全に努めるとともに、土地利用の高度化を図り農地の再編整備を進めるため、ほ場整備事業の導入を積極的に図る方針である。

東陶器・深井地区には水稻、野菜の優良産地があり、約40ha程度の集団化した農地がある。将来農用地区域の設定も含めほ場整備を導入し、優良農地の保全や活用に努める。

美木多地区は、傾斜度30度程度、約138haの農地がある。現在までに農道整備を中心とする基盤整備を進めてきたが、今後さらに地域整備にかかる事業を積極的に取入れる方針である。

○森林の整備その他林業の振興との関連

本市で唯一まとまった樹林地である南部丘陵地域の森林は自然と人間が共存する場として保全につとめ、うるおいと安らぎを与える緑の空間として自然の地形を活かした潤の場、緑道などとして活用を図る。

第3 農用地等の保全計画

○農用地等の保全の方向

ため池の改修や補修整備、湛水防除事業など防災事業を通じて農村地域の安全性の向上と農地保全に資するとともに、農業水利施設等の適正な保全・管理を行い、優良農地の確保、農地の集積、農業用水の安定的な確保に努め、次世代へ続く都市型農業を目指して、住み良い農村環境づくりと農業生産基盤の整備を推進する。

また、耕作放棄地については、認定農業者や新規就農者、その他担い手農家への集積、特定農地貸付法による市民農園への利用を推進することにより、耕作放棄地の解消を進めていく。

○農用地等の保全のための活動

地元が主体的に行う農空間の保全活用にかかる計画づくりや、耕作放棄地の再生利用のための活動を促進する。

耕作放棄等を防止するため、農用地利用集積の促進、特定農地貸付法により遊休農地を市民農園に活用するなど、農用地等の保全のための活動を推進する。

第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

○農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

担い手農家に対し、集落を中心とした土地利用調整に基づき、利用権設定や農作業受委託を推進し、実質的な経営規模の拡大と併せて農用地の集団化利用の推進を図る。

地域及び営農実体に応じた生産組織を育成するとともに、生産法人等の組織経営体を目指し、その効率化を図る。また、基盤整備をはじめ農業近代化施設の導入による農作業の省力化と生産性の向上を支援していく。

○農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地利用集積事業や集落単位の話合いを通じ、担い手農家へ農用地の集積を行い、遊休農地をなくし、土地の有効利用を図る。

中核的農家を中心に地域で農作業の受委託を推進し、担い手農家と兼業農家の連携を強め、経営の効率化、合理化を図る。

農用地の流動化の促進等、担い手農家を中心に兼業農家も含めた地域営農の活性化を図る。

耕種農家と畜産農家との組織的な連携を進め、家畜加工ふんの供給及び地力増進作物の栽培により土づくりを進め、農作物の安定生産を目指す。

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農用地利用集積事業や集落単位の話合いを通じ、担い手農家に農用地の集積を行い、農業経営の規模拡大を図る。また、ほ場整備事業などの導入により土地基盤整備を行い、土地利用効率を高め農業経営の安定化を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

○農業近代化施設の整備の方向

ほ場整備事業の導入による土地基盤整備と併せて生産管理の向上及び省力化を進めるため、野菜や花きなどの品目にあわせて、温室や自動灌水施設などの整備を図っていく。また、堺市に適応した品種の作付けと栽培技術の普及を推進する。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

○農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

担い手の育成・確保や新規就農者に対する支援体制として農業関係機関で構成する「堺市農業者育成支援会議」を活用し、担い手の育成や新規就農者支援体制を強化していく必要がある。

○農業を担うべき者のための支援の活動

認定農業者、定年帰農者、新規就農者等に対し次の支援を行う。

- (1) 農業の技術・知識の習得への支援
- (2) 新規就農希望者への支援
- (3) 就農準備等に必要な資金手当て等の支援

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

○特になし

第8 生活環境施設の整備計画

○生活環境施設の整備の目標

「堺 21 世紀・未来デザイン」や「都市計画マスタープラン」に沿って、安全性、保健性、利便性、快適性、文化性などの確保に向けた整備を進める。

農業関係では、用排水路やため池の整備を行い安全に寄与し、恵まれた自然環境の保全に努め、緑・水辺などによるゆとりと安らぎを市民に提供していく方針である。

また農村広場を整備し、地域内や都市住民との交流を促進する。

○その他の施設の整備に係る事業との関連

農道、集落道路の整備及び集落排水施設の整備を推進する中で地域営農基盤、営農環境を整備し、併せて生活環境の改善整備に努める。

岸和田農業振興地域整備計画の概要

第1 農用地利用計画

○土地利用の構想

(単位：ha・%)

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地・工場 用地・その他		合計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
H24.4	912	32.4	1.0	0.0	488	17.3	1,414	50.2	2,815	100
目標 (H30)	885	31.4	1.0	0.0	488	17.3	1,441	51.2	2,815	100
増減	▲27						27			

○農用地区域の設定方針

本地域内にある農用地 912ha のうち、集团的に存在する農用地 493ha および農業基盤整備を行う予定の山林等 6ha の計 499ha について農用地区域を設定する方針である。

○各地区の農用地区域面積一覧

(単位：ha)

地区名	農用地			左の内訳			
	現況	将来	増減	田	畑	樹園地	山林等
				現況	現況	現況	現況
土生郷	(28) 71	(28) 70	(0) △1	(28)	(-)	(-)	(-)
有真香	(203) 211	(203) 210	(0) △1	(86)	(80)	(37)	(-)
東葛城	(53) 144	(53) 143	(0) △1	(11)	(11)	(31)	(-)
山滝	(58) 201	(58) 200	(0) △1	(16)	(13)	(29)	(-)
山直上	(111) 191	(109) 169	(△2) △22	(27)	(15)	(63)	(6)
山直下	(7) 7	(7) 7	(0) 0	(6)	(1)	(-)	(-)
南掃守	(39) 88	(39) 85	(0) △3	(14)	(22)	(3)	(-)
計	(499) 912	(497) 885	(△2) △27	(188)	(142)	(163)	(6)

(注) 上段 () 内の数字は下段の数字の内数で、農用地区域設定面積を表す。
四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

○用途区分の構想

(7) A地区(土生郷地区)

平成 18 年度には場整備が完了した極楽寺地区を中心に、今後は未整備の農用地 (16ha) の面的整備を推進する。軟弱野菜を中心とした施設栽培を推進する。

(イ) B地区(有真香地区)

B-1(神須屋、八田、真上)

野菜の周年栽培に加え、施設栽培を取り入れて、農地の高度利用を図る。

B-2(土生滝、北阪)

基盤整備事業が終了した神於山土地改良区の管内を中心に、野菜の周年栽培に加え、施設栽培を取り入れて、農地の有効利用を図る。

B-3(阿間河滝)

丘陵部の樹園地については、より収益性の高いみかんの優良品種への改植を進めていく。

平成 19 年度にほ場整備が完了した平坦部の農用地は、野菜・花き栽培を中心とした集約型農業を推進する。

(ウ) C地区(東葛城地区)

C-1(河合)

平成 19 年度にほ場整備が完了した区域を中心に、生産性の高い農地利用を推進する。

C-2(塔原)

樹園地については、より収益性の高いみかんの優良品種への改植を進めていく。

水田については、農用地造成の整備が完了した区域を中心に、よりニーズの高い有機栽培農産物の生産を更に推進する。

(エ) D地区(山滝地区)

D-1(内畑)

樹園地については、みかんの優良品種への改植と、かき、うめ、いちじく、くり、ぶどう等の他果樹への転換を図り、観光農業を取り入れて収益性を高める。

平坦地の水田、畑については、軟弱野菜を主とした栽培を継続的に推進していく。

D-2(大沢)

地区の大部分を占める樹園地について、より収益性の高い、いちじく、ぶどう、くり等他果樹への改植を進めていく。

(オ) E地区(山直上地区)

E-1(積川)

平坦地の畑地については、水なす栽培を中心に農業近代化施設の整備を行う。

樹園地については、みかんの優良品種への改植と他果樹への転換を推進する。

E-2(稲葉)

平坦地にある水田については、農用地の有効利用を推進し、野菜を中心とした施設栽培を導入する。

E-3(包近、山直中)

本地区はももの産地としての地位も確立しつつあるため、今後とも共同選果場、直売所等の充実を図る。

樹園地については、土地基盤整備や、野菜苗等の育苗施設の導入により、みかんから他作物への転換による土地利用を進める。

水田、畑については、農道、水路等を整備しながら将来とも水田、畑を中心とした農業振興を図る。

E-4(丘陵地区)

交換分合の実施により農地を集団化し、優良農地を確保する。また、基盤整備を行うことにより高収益型農業を目指すとともに、都市と農の交流による地域農業の活性化と新規就農の促進を図る。

(カ) F地区(山直下地区)

平成 19 年度に完了したほ場整備区域を中心に、水田を中心とした土地利用を図る。

(キ) G地区(南掃守地区)

平坦地にある水田、畑については、本市特産の「種の花」(菜種の花)をはじめ、野菜、花き栽培地として農用地の有効利用を図る。

丘陵部に展開する樹園地については、他果樹への転換による産地形成を図る。また、神於山土地改良区管内については野菜の周年栽培に加え、施設栽培を取り入れて、農地の有効利用を図る。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

○農業生産基盤の整備及び開発の方向

用水の水質を改善し、生産性の高い農業の展開を可能にするため農業用水路やため池の改修を継続的に行い、農業用水を安定的に確保する。

また、従来のは場、農道整備に加え、農業・農村の多面的機能を考慮し、自然環境や景観との調和を図る。

さらに、は場整備事業と用排水改良事業を進めることにより、農業生産基盤整備を一層積極的に推進する。

第3 農用地等の保全計画

○農用地等の保全の方向

農地のスプロール的かい廃、農業用水路、ため池等の用水系統の混乱等を防ぐため、秩序ある土地利用を目指し、可能な限り農地の面的集積を図る。

また優良農地の保全のため、水路、ため池の改修及び水質保全対策を進めるなど、営農環境整備を図る。防災面から農用地の果たす役割を明らかにし、農用地防災空間として保全、活用する取り組みを進める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これら農業経営体が本市における農業生産の相当部分を担うことを目標として進める。

そのため本市では、農業経営者の生産性の向上と安定化を図るための農用地の確保、集積に努め、地域農業の振興を図るために、農業経営基盤強化促進事業を総合的に実施する。

各地区の実行組合を中心に農家の規模拡大や農用地の有効利用を図るため、兼業農家所有の農地の利用権の設定等、農地の流動化を通じて農地の集積を進めるとともに農作業の受委託や農業法人化を推進し、地域の農業経営の効率化や合理化を図っていく。

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

- (1) 地域農業集団の育成対策
- (2) 農用地の集団化対策
- (3) 農作業の受委託の促進対策
- (4) 地力の維持増進対策

第5 農業近代化施設の整備計画

○農業近代化施設の整備の方向

従来之作目以外の新たな農作物を導入し、高能率農業での産地形成を進めていく。そのためにも農業近代化施設整備を計画的に実施し、温室効果ガスの抑制等にも資するよう整備を図る。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

○農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

「岸和田市農業再生協議会」が中心となり、農業後継者の育成に努めるとともに、離職就農者・定年帰農者など新規就農者の確保のための方策として、以下の取組みを進める。

- ・新規就農者への技術指導や農業経営をサポートする。
- ・都市住民が農の楽しみを体験できる学習農園や滞在型交流施設の整備推進などを基本としながら幅広い担い手の確保に努める。
- ・幼少から農業への関心を育む農業体験などの実施を積極的に推進する。
- ・関連機関と連携し、食育・食農を推進する。

特に今後整備が行われる丘陵地区において、整備後の圃場及び建築予定の拠点施設を利用し上記方策を行う。

○農業を担うべき者のための支援の活動

意欲的な農業者または農業経営体に対しては、利用権の設定などによる面的規模の拡大に、市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が協力する。

また、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、農業経営改善支援センターと連携し、認定農業者の組織強化と多様な相談・研修会等を開催する。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

○農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農作業の省力化や作業受委託組織の整備に取り組むほか、増大する高齢者の労働力を農業へ誘導するとともに農外からの就農も促進していく。

○農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業経営基盤強化促進基本構想による、個別経営体、組織経営体を育成する。

○農業従事者就業促進施設

既存の観光農園等の充実を図り、地元農業者の安定的な就業機会の確保を図る。

○森林の整備その他林業の振興との関連

若手林業就農者の育成確保とともに、離職中高年齢者が林業に従事できるよう機械化・省力化を図り、生活の安定向上を促進する。

第8 生活環境施設の整備計画

○生活環境施設の整備の目標

市街地と農村部との利便性や快適性の格差を無くす為に、集落道、集落排水路、排水処理施設などの基本的な生活環境施設の整備を総合的に推進する。

泉佐野農業振興地域整備計画の概要

第1 農用地利用計画

○土地利用の構想

(単位：ha、%)

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地・工場 用地・その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H24)	437	40.5	0	0	107	9.9	535	49.6	1,079	100.0
目標 (H32)	437	40.5	0	0	107	9.9	535	49.6	1,079	100.0
増減	0		0		0		0		0	

○農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 437ha のうち、集団的に存在したり、土地改良事業の施行にかかわる区域内あるいは高収益をあげている野菜のハウス団地など農業振興上確保する必要のある農用地約 260ha について、農用地区域を設定する方針である。

○各地区の農用地区域面積一覧

(単位：ha)

区分 地区名	農地			採草 牧草地			混牧林地			農業用 施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
A 大木	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	13	-
B 土丸	17	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17	17	-
C 日根野	66	66	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	66	-
D 上之郷	57	57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57	57	-
E 長滝	26	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	26	-
F 南中	41	41	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	41	-
G 飛行場	40	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	40	-
H 旧市東部地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
I 旧市西部地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	260	260	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	260	260	0

○用途区分の構想

(7) A地区(大木・下大木・義保志)

遅れている土地基盤整備を推進し、水田の汎用化・作業効率の向上を実現することにより、裏作導入・農作業の受委託による農地の高度利用及び流動化の推進を図る。

農地の集団化を基本として、経営の合理化と土地収益性の向上を目指し、将来とも田として農用地の有効利用を促進する。

(イ) B地区（土丸地区）

営農の利便性を向上させる農道・用排水路等の整備を図り、農用地の集団化や農作業の受委託により、田として農用地の有効利用を促進するほか、都市近郊の立地を活かした野菜・花き等の高収益作物の導入を図る。

(ウ) C地区（日根野地区）

田として農用地の高度利用を促進し、野菜生産の施設化・近代化を図り、野菜の産地維持、都市近郊型農業の推進に努める。

(エ) D地区（上之郷地区）

農道や水路等の生産基盤整備を進めるとともに、農地の集団化を基本として、農業近代化施設の整備による施設野菜の生産団地の育成により経営の合理化と土地収益性の向上を目指し、将来とも田として農用地の有効利用を促進する。

(オ) E地区（長滝・前田地区、上之郷・下村地区）

農地の集団化・水田の汎用化により野菜生産の近代化を図り将来とも田として農用地の高度利用を促進する。

(カ) F地区（南中地区）

土地基盤の整備と農業近代化施設の整備により、土地収益性の高い農業生産構造への転換を図り、将来とも田として農用地の高度利用を促進し野菜の産地形成に努める。

(キ) G地区（飛行場地区）

高収益作物を導入した都市近郊型農業を推進するため田畑輪換に対応できる条件整備をさらに進め農業の近代化を図り、将来とも田として農用地の高度利用を促進する。

(ク) H地区（旧市東部地区）

本地区のうち中央小学校と大細利池・中大畑利池に挟まれた農用地については、優良農地として確保できるよう努める。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

○農業生産基盤の整備及び開発の方向

農地として利用すべき土地の農業上の利用を確保し、生産性の高い農業を展開するとともに、その推進によって農業生産に必要な施設の管理体制の強化も促進する。そのため、従来から進められてきたかんがい排水や農道整備に加え、施設の機能を長期にわたり保全する長寿命化対策、営農の効率化を図るほ場整備にも取り組む。

また、食料・農業・農村基本計画の見直しや土地改良法の改正、農業・農村に対する多面的機能の発揮に対する期待の高まりを考慮し、自然環境や景観との調和への配慮や計画段階からの住民参加、多面的機能の発揮に配慮した整備などを推進するとともに、都市と農村の交流を促す親水空間を確保し、地域の水辺保全活動や環境学習を進める。

第3 農用地等の保全計画

○農用地等の保全の方向

優良農地を保全し高度利用を図るため、かんがい排水事業、ほ場整備事業、農道整備事業などを推進することにより利便性の向上と機械化を図り、効率的で生産性の高い農地を増やすとともに、担い手への利用集積の促進、農作業の受委託の促進などを進め、耕作放棄や農地の機能低下を防止する。

また、老朽ため池の計画的な改修を進めることにより、農地・農業用施設の保全はもとより人命・住宅・道路・公共施設等の安全性を確保する。

大阪府が推進する「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（以下、「大阪府農業・農空間条例」という。）に基づき、優良農地の保全確保に努めるほか、多様な担い手による農空間の保全と活用及び遊休農地の解消等に取り組む。

○農用地等の保全のための活動

農作業の受委託や農地流動化の推進、集落営農など、高齢者や零細な農家の労力不足を地域ぐるみで支援する生産活動の強化に努める。

農用地等の転用や開発行為等に対しては、秩序ある土地利用の誘導を図るとともに、遊休農地の再生・活用を促進する。

防災面から地域の安全なまちづくりにおいて果たす役割を明らかにし、農家、行政、地域住民等の多様な連携など地域ぐるみで農用地等を防災空間として保全・活用する取り組みを進める。

さらに、ため池、農業用排水路、パイプライン等農業用水利施設については、点検・調査を行い、効果的な長寿命化を行う。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

国による認定農業者制度のほか、「大阪府農業・農空間条例」による大阪版認定農業者を含めた効率的かつ安定的な農業経営に向け農地の集積を進め農業経営基盤の強化と規模拡大に努める。

また、農業者の意向を踏まえながら小規模な兼業農家、高齢者農家、土地持ち非農家などとの間での調整をはかり、農用地等の集積と役割分担を進める。

農産物直売所の積極的な活用で、農業経営の意欲向上と遊休農地の解消を図る。

「大阪産（もん）」の認知度向上や、より安心・安全の「大阪エコ農産物」の生産・供給などブランド化に取り組む。

○農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

自主的な地域農業集団や農業生産集団の組織作りを進める。兼業農家所有の低利用農地

の利用権の設定等を推進し、農地の流動化を進める。

農作業の受委託を推進し地域の農業経営の効率化や合理化を図っていく。耕種農家と畜産農家との組織的連携による土づくりを推進する。

第5 農業近代化施設の整備計画

○農業近代化施設の整備の方向

安全・安心な農産物の生産拡大と農業経営定化を目指すため、集出荷施設及び共同栽培管理施設の整備及び機械化・施設化による省力化及び生産技術の向上や生産コスト低減のみならず、需要に見合った計画的な生産、計画的な出荷に努めるほか、販売収益性高い品目の導入、経営多角化など農業収益性を高めるための取組を推進する。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

○農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

主業農家の経営安定化を主たる目的として、新たな担い手として経営感覚に優れた農業経営者の確保、特に次代を担う若年農業経営者を育成、確保し、あわせて起業化、法人化への支援に努める。

○農業を担うべき者のための支援の活動

- ・新規就農者の育成
- ・生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援
- ・就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援
- ・市民の農業参画の促進、次世代を担う人材の育成

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

○農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業の継続的な発展と農業の多面的な機能の発揮などを図るため、農業生産基盤、農業近代化施設等の整備を進めるとともに、今後においても農業が維持できるよう安定就業の場の創出に努める。

○農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

新たな就業機会の創出においては、土地利用計画との整合を図り、優良農地の保全に配慮し、優良企業の誘致や地場産業の振興を図るとともに、地域の就業機会が確保されるよう努める。

また、自然に恵まれた地域の特性を生かし、今後の農業生産の向上の寄与に向けて都市

と農村の交流を促進する。

さらに、既存の加工施設を活用し、農産物直売所や観光施設などでの販売を支援する。また、農産加工グループや直売所出荷者などによる加工への取組を促すため、講習会の開催や製造・販売に関する情報提供を行う。

第8 生活環境施設の整備計画

○生活環境施設の整備の目標

快適な生活環境の整備、農業生産活動や集落活動の活発化を通じて、美しい農村景観を保全するとともに農業のもつ多面的機能を維持・発揮するなど、良好な農村環境の形成を図る。

集落道、集落排水路、排水処理施設などの整備を総合的に推進する。また、基本的な生活基盤の確立とともに地域ごとに個性と活力のある地域づくりを進める。

地域の特性に合わせて、自然環境保全、景観保全、歴史文化資源保全、情報化、高齢化対策などにも取り組む。

生活環境施設は既存施設の一層の有効利用を図る。農業従事者以外の地域住民に対しても良好な生活基盤の確保やコミュニケーションの増大が図られるよう配慮し、周辺環境との調和に配慮する。

富田林農業振興地域整備計画の概要

第1 農用地利用計画

○土地利用の構想

(単位：ha、%)

区分	農地		農用地施設		山林		住宅地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
平成22年	652	29.3	0	0	270	12.2	—	—	1,300	58.5	2,222	100
目標	652	29.3	0	0	270	12.2	—	—	1,300	58.5	2,222	100
増減	0	—	0	—	0	—	—	—	0	—	0	—

○農用地区域の設定方針

本地域にある現況農地約 652ha のうち、集団的に存在する農用地約 332.4ha の農地について農用地区域を設定する方針である。

○各地区の農用地区域面積一覧

(単位：ha)

区分 地区名	農地			内 訳					
	現況	将来	増減	田			畑・樹園地		
				現況	将来	増減	現況	将来	増減
A-1 東条(佐備川左岸)	61.0	61.0	—	24.0	24.0	—	37.0	37.0	—
A-2 東条(佐備川右岸)	135.5	135.5	—	59.1	59.1	—	76.4	76.4	—
B-1 彼方・西板持	89.2	89.2	—	88.8	88.8	—	0.4	0.4	—
C-1 錦織	17.2	17.2	—	17.0	17.0	—	0.2	0.2	—
D-1 富田林	2.9	2.9	—	2.9	2.9	—	0	0	—
E-1 大伴	26.6	26.6	—	26.0	26.0	—	0.6	0.6	—
計	332.4	332.4	—	217.8	217.8	—	114.6	114.6	—

○用途区分の構想

A-1 (東条地区)

農地の集積を基本として土地利用の再編を図る。

A-2 (東条地区)

農地造成された地域は大型機械にも対応できる利点を生かした農業利用を進める。

B-1 (彼方・西板持地区)

営農組織の強化や機械化による省力化、担い手への農地の集約など条件整備をさらにすすめ、農地としての利用を推進する。

C-1（錦織地区）

今後も施設・露地野菜及び花卉の生産を振興する。

D-1（富田林地区）

当面は水稻を中心に施設野菜の生産も振興する。

E-1（大伴地区）

多くが水田として利用されており、当面は水稻を中心に施設野菜の生産も振興する。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

○農業生産基盤の整備及び開発の方向

今後も必要に応じて基盤整備を実施するとともに、地元からの要望や地権者の意向を踏まえながら調整を図る。また、すでに基盤整備が完了している地域については、用排水路等の適正な維持管理に努める。

第3 農用地等保全計画

○農用地等の保全の方向

農業の担い手不足、農家の高齢化の進行等により、水路や農道など共同作業が困難となるとともに遊休農地の増加など農地の保全が困難となってきている。

今後遊休農地の減少や田畑の機能不全を防止するため、農業者に加え企業や府民・市民など多様な担い手による農地利用を促進するほか、農空間保全地域制度の推進や、農道や水路等の営農基盤の整備、農業水利施設の長寿命化対策、さらに農地や農業用施設の維持管理の府民・市民参加の促進などを進める。

○農用地等の保全のための活動

- ①農地防災事業の推進
- ②遊休農地の再生・活用
- ③施設の機能を長期にわたり保全する長寿命化対策
- ④地域ぐるみの保全活動
- ⑤農空間の資源を活用した市民協働の推進

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

○農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

今後専門的農家のみならず、多様な農業者の育成支援を進める。

本市においては、大規模な専門農家が少ないため、第一種兼業農家も含めた地域の中心的な農家の育成を図りながら多様な担い手育成を図り、各地区の実情に即した農業を推進する。そして、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲のある農業者には、認定農業者となることを勧めるとともに、機械の導入の際に低利率の農業近代化資金等の活用を奨励する。

施策項目別の誘導方向は次の通りである。

- ①用地等の流動化
- ②農作業の受委託
- ③作業の共同化
- ④農業生産組織

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農地の利用集積の制度や農作業の受託事業の利用の周知を図り、効率的な経営や規模の拡大を促進する。

また、品種構成の改善や地域に合った営農類型の促進により、農用地等の効率的な利用を図る。

地域によっては、市民農園等としての活用を支援する。

消費者への直売を推進することにより、農家の生産意欲を高め、農用地等の利用を促進する。なお、販売においては、大阪南農業協同組合と連携しながら作付け方法等の指導を実施し、露地野菜等の生産の振興を図る。

適切な鳥獣害対策により農用地等の効率的な利用を支援する。

第5 農業近代化施設整備の整備計画

○農業近代化施設の整備の方向

ライフサイクルを勘案した維持補修を行い、施設の長寿化を図り、リニューアルなど計画的な施設計画を策定する。

このため、農業近代化施設については、今後は地域の実情を調査し、事業計画の策定に向けて検討を行い、計画が具体化されるものから随時取り組んでいくものとする。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

○農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

地産地消に取り組む大阪版認定農業者を育成・支援していく。

農家女性の農産物加工等による起業化や直売・交流型農業の取り組みなど、多様な形態の農業生産・販売活動が活発化してきており、これら農業者の支援のほか、これら従来

施設を活用しながら必要な施設を整備していく。

○農業を担うべき者のための支援の活動

担い手の確保・育成に向け、制度資金の活用を推進を図る。また、円滑な利用集積を図るため、農業委員会等との連携により農用地に関する情報の収集と提供を行なう。

「農の匠」等のもとへの農業実習生の受け入れを勧めるほか、「認定農業者」に対しては、経営改善のための研修会等の開催や情報提供を行なう。

地産地消の推進や農産物の生産価値の向上に努めるため、6次産業化の支援や他産業との連携、大阪エコ農産物の認定推進を図る。

遊休農地の増大や農業生産力の低下を防止するため、農作業の受委託等を一層促進し、必要な農業機械等整備の支援を進めて営農組織の育成を図る。一方で、企業や新規参入者を確保・育成するため、必要な情報の一元化や就農の実現に向け、関係機関との連携のもと、研修の推進、情報提供、技術支援及び制度資金の相談や支援を行なう。

また、農業担い手の高齢化等を踏まえた省力化技術の開発、多品目少量生産に対応した直売活動などへの指導援助を行うほか、起業化、法人化の推進、家族経営協定の普及に努める。

将来の担い手育成に向け、教育委員会と連携した学校教育田などの農業教育を推進する。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

○農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業生産基盤、農業近代化施設等の整備を進め、農業者の省力化を図るほか、地元における安定就業を促進することにより、農用地流動化対策の推進と併せて農業構造の改善を図るものとする。

○農村地域における就業機会の確保のための構想

他産業並みの休日や労働時間といったゆとりをもたらすよう、農業機械のオペレーター集団の育成や農作業ヘルパー制度の整備を行なう。

さらに、農地の遊休化が懸念される地域においては、農業生産を担うとともに、農地管理等を行う農業生産法人や新たな形態の経営体の育成を図り、地域の就業機会が確保されるよう努めるものとする。

都市と農村の交流の拠点となる直売所や地域資源を利用した観光農園を振興して、地元における安定的な就業の場の確保を図る。

なお、施設等の整備に当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農地の保全及び生産性の向上対策に配慮して行なう

第8 生活環境施設の整備計画

○生活環境施設の整備の目標

市街地と農村との格差を無くし、近代的産業として都市農業を確立するとともに、調和のとれた地域づくりを目指し、心のかよいあう環境づくりを進める。

○その他施設の整備に係る事業との関連

土地基盤整備開発における農道・集落道路・用排水施設の整備を推進することにより、営農環境及び営農基盤を整備し、生活環境の改善整備に努める。

和泉農業振興地域整備計画の概要

第1 農用地利用計画

○土地利用の構想

(単位：ha・%)

	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地等		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在	1,063	30.8	—	—	1,073	31.1	319	9.2	1,000	28.9	3,455	100
目標	1,063	30.8	—	—	1,073	31.1	319	9.2	1,000	28.9	3,455	100
増減	0	—	—	—	0	—	0	—	0	—	0	—

○農用地区域の設定方針（現況農用地について農用地区域の設定方針）

本地域内にある農用地 1,063ha のうち、集団的 (10ha 程度) に存在する農用地、314ha について農用地区域を設定する方針である。

○各地区の農用地区域面積一覧

(単位：ha)

地区名	農用地区域			左の内訳		
	現況	将来	増減	田	畑	その他
				現況	現況	現況
桑原	23.8	23.8	0	18.8	4.2	0.8
北池田西	16.1	16.1	0	15.4	0.2	0.5
北池田東	14.3	14.3	0	13.9	0.3	0.1
横山西	60.8	60.8	0	8.8	45.6	6.4
横山東	108.7	108.7	0	33.5	56.9	18.3
南横山	5.8	5.8	0	0.9	4.4	0.5
南池田	41.8	41.8	0	5.1	23.8	12.9
善正団地	12.1	12.1	0	0.1	11.3	0.7
小川西団地	9.4	9.4	0	—	9.4	—
小川東団地	12.4	12.4	0	—	12.4	—
坪井団地	8.5	8.5	0	—	8.5	—
計	313.7	313.7	0	96.5	173.7	40.2

○用途区分の構想

(ア) 桑原地区

市民の憩いや都市環境、防災性の向上など農地の多面的機能を活かした地区形成を図る。また、大消費地に隣接する利点を活かし、消費者ニーズに柔軟に対応した農作物の生産性向上と地産地消の観点にたった流通体制の確立を図る。さらに、花き栽培の経営確立に向けたシステムの導入など、基盤整備等の強化とあわせ、収益性の高い優良農地の形成に努める。

(イ)北池田西地区（阪本・山深地区）

槇尾川と一体となった都市景観形成上重要な地区として、都市計画や周辺施設との連携・調和を図りながら、一団の農地の保全及び田園景観の形成を図る。また、農地の生産性・収益性の向上を図るべく基盤整備等を進めるとともに、農地の一団性を促進し、水とみどりの良好な環境を活かした野菜産地形成を図る。

(ウ)北池田東地区（願成地区）

信太山丘陵の裾野にひろがる都市景観上重要な地区として、都市計画や周辺施設との連携・調和を図りながら、一団の農地の保全及び田園景観の形成を図る。また、農地の生産性・収益性の向上を図るべく基盤整備等を進めるとともに、都市計画道路池上下宮線の事業計画との調整を図りながら、優良農地の一団性を促進する。

(エ)横山西地区、横山東地区、南横山地区

和泉農業の拠点として収益性の高い優良農地の形成や、農村交流施設や観光農園等の整備を図るほか、地域住民や都市住民との共生・対流を基調とした農用地の利用を図る。

また、農を通じた教育や福祉、健康の環境づくりなど、「農」の持つ多面的な機能を発揮するための農用地の利用に努めるとともに、温州みかんのブランド化及びじねんじょの生産性の向上に加えイチゴ等高収益な農産物の導入を図り、都市近郊の立地特性を活かしながら、付加価値の高い農業経営を促進する。

(オ)南池田地区

温州みかんや水稻、軟弱野菜等の農業生産の向上を図るため、農地の集団化や農業基盤の整備を促進する。

また、ため池・大規模市民農園など、環境と調和した市民も憩うことのできる農空間としての整備に努める。

(カ)善正団地、小川西団地、小川東団地、坪井団地

地域農業の振興と活性化に向けて、生産性の向上や高収益の農産物の導入を図るとともに、都市近郊の立地特性を活かし、生産・加工・流通・販売が一貫となった付加価値の高い農業経営を目指す。

また、小川西団地を核としたグリーンツーリズム事業や「農」を通じた生涯学習など「都市と農業・農村との共生・対流」を基調としながら、教育、健康・福祉、歴史、伝統、文化、景観など「農」の持つ多面的な機能を発揮するための農地の利用に努める。

○特別な用途区分の構想

・仏並地区農用地整備事業により整備される農用地

都市近郊及び外環状線沿いの有利な立地条件を活かすとともに、南部リージョンセンターが立地していることから、その集客力を活かした都市農業を展開し農業振興を図ることを目的に約7.4haの農用地整備を進め、農地の高度利用を展開する。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

○農業生産基盤の整備及び開発の方向

各種基盤整備を推進し、農業集団機能の充実、農作業の効率化、低コスト化を図る。

また、地域の条件を活かすとともに、多様なニーズに対応して、効率的な機械化作業体系の導入のためのほ場整備や、良好な農業用水の供給、効率的な管理輸送のための農道整備など基盤整備に努め、和泉農業の再生に結びつく総合的な農業振興を図る。

○他事業との関連

市街地整備や都市計画との調整を図りながら、用排水分離や農業用井戸の設置等を進める。

今後とも農地の都市的土地利用が見込まれることから、開発地域の内外への影響を考慮しながら優良農地の保全に努める。

第3 農用地等の保全計画

○農用地等の保全の方向

優良な集団農地については保全と活用を進めるために「農用地区域」の設定を行い、遊休農地についてはその解消に努める。

○農用地等の保全のための活動

- (1) 「農用地利用集積計画」を通じた認定農業者及び合理化法人等への農地の利用集積
- (2) 農空間保全地域による遊休農地の利用促進
- (3) 遊休農地の抑制及び「農」の持つ多面的機能の活用
 - ・「市民農園」の開設
 - ・「学校教育田」の実施
 - ・「農と花のまちづくり事業」の展開
 - ・「みどりのツーリズム事業」の展開
- (4) 農地保全活動に対する支援

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業経営の目標を明確化し、他産業従事者と均衡する年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業並の年間所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進するとともに、複数農家による協業あるいは共同経営についても地区の実情を踏まえながら育成する。

農用地利用権等の集積を図るとともに、農業者及び農業関係団体の地域農業の振興に向け、自主的な努力を助長し、意欲と能力のある農業者が農業経営の目標を達成できる支援体制の強化に努める。

「地産地消」を積極的に進め、農業者の生産意欲の向上を図る。

○農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

地域における自主的な意見交換を通じ、農作業の受委託、共同化を積極的に促進し、農地の高度利用を図る。

また、生産性の高い農業を確立するために、研修、技術指導等を行い、技術、経営面での交流や情報交換を実施し、組織活動の強化を図っていく。

○農業経営の規模の拡大及び農用地などの効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営基盤強化促進事業のより一層の啓発、普及を図り、積極的に流動化を促進し、認定農業者等への農地の利用権の集積と有効利用を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

○農業近代化施設の整備の方向

都市近郊農業としての立地を活かした安全安心な大阪エコ農産物の供給と緑地としての環境保全機能を果たすために、基盤整備等や生産施設等の近代化・省力化を通じて生産性の向上を図り、経営安定と魅力ある都市近郊農業の確立に努める。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

○農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業を担うべき者の育成・確保のための具体的な活動育成・確保のための具体的な活動として、以下の各種事業を展開する。

- ・農業経営対策推進事業（和泉農業担い手塾）
- ・森林育成活動促進事業（森林ボランティア）
- ・地産地消・食農教育推進事業
- ・農林業祭の開催
- ・経営体の育成
- ・女性グループの育成
- ・市民参加の推進
- ・支援制度の構築

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

○農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

地域農産物を活用した郷土料理、加工品等の商品化に努め、朝市、観光農園施設の整備により都市と農村の交流を促進し、就業機会を高め和泉農業の活性化を図る。

効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、認定農業者の組織強化と多様な相談・研修会等を開催する。

大阪エコ農産物認証制度に則した農産物の生産に関する支援・指導及び販路拡大に関するPR協力を推進する。

家族経営協定の締結により休日制や給料制の導入等を進め、快適な労働環境の整備を支援する。

他産業並みの労働時間を実現するため、援農制度の拡充を図る。

機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休憩時間の確保等、機械の安全使用に努める。

○農業従事者就業促進施設

総合交流拠点施設、新規就農者研修施設及び農林業体験施設については、地元農業者等の雇用を積極的に進める。

第8 生活環境施設の整備計画

○生活環境施設の整備の目標

豊かな農林産物の生産と恵まれた自然を守りつつ、健康で文化的な生活を営むため、農村振興整備事業を導入するなどし、集落道路、集落排水路等の整備をはじめ、住民の心のふれあいの場として、公園緑地・レクリエーション施設等を都市計画と調整を図りながら整備を進める。

柏原農業振興地域整備計画の概要

第1 農用地利用計画

○土地利用の構想

(単位ha・%)

	農地		農業施設用地		森林・原野		住宅地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成24年)	334	28.3	0	0	482	40.8	30	2.6	334	28.3	1,180	100.0
目標	334	28.3	0	0	482	40.8	30	2.6	334	28.3	1,180	100.0

○農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地334haのうち、集団的に存在する農用地および地域の特性に即した農業の振興を図るため確保することが必要である農用地について農用地区域を設定する方針である。

○用途区分の構想

(7) 国分地区 1 (旭ヶ丘)

府内有数のぶどう園が広がっており、これら農用地の維持・保全を図るとともに、市場出荷及び沿道による直売を混合した経営を支援し担い手の育成、確保などの支援を含めた効率的かつ安定的な農業経営の育成に努めながら農地としての高度利用を図り、農用地の環境維持に努める。

(4) 国分地区 2 (東条、田辺)

ぶどうやみかんの栽培が行われており、これら農用地の維持・保全を図るとともに、市場出荷及び沿道による直売を混合した経営を支援し、効率的かつ安定的な農業経営の育成に努めながら農地としての高度利用を図り、農用地の環境維持に努める。

(6) 横尾地区 (大字雁多尾畑・大字青谷・大字太平寺)

斜面の谷部を中心にぶどう園が広がっており、これら農用地の維持・保全を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営の育成に努めながら、農村と都市の交流による地域振興を図る。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

○農業生産基盤の整備及び開発の方向

既存施設の老朽化対策等と組み合わせた農業生産基盤の整備に努める。

○森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備計画の整合を図りながら、農村地域の美しい自然環境と森林レクリエーションの場

として森林の調和の取れた整備を進めていくとともに、農道整備と関連ある林道との連携を図り、農業と林業の一体的な整備の促進を図る。

○他事業との関連

各種地域振興計画との調和を保ちながら、秩序ある土地利用の誘導を図る。また、河川改修、道路の維持・補修との有機的な統合を考慮して事業を進める。

その他、福祉、教育、その他公共関連施設等の整備にあたっては、総合計画等、各種地域振興計画との整合が図れる範囲内において、関係機関との調整を行う。

第3 農用地等の保全計画

○農用地等の保全の方向

農空間保全地域制度による取組みを引き続き行い、農村の多面的機能の発揮を促進し、地域農業者等の活動を通じた活力ある地域づくりと一体となった耕作放棄地の防止を図る。

○農用地等の保全のための活動

(1) 多様な主体による農地の有効利用

関係機関と一体となって、農地の貸借や農作業の受委託を進め、担い手への農地の利用集積を図る。また、地域の自主的、主体的な農地保全活動を支援するとともに、法人や新規就農希望者、I J Uターン農業者の農業参入を支援し、農地の有効利用を図る。

さらに、市民農園の整備等、耕作放棄地を有効活用した取組みを進める。

(2) 耕作放棄地の再生利用

農業委員会、農業協同組合、土地改良区等との連携のもと、「耕作放棄地対策協議会」を設立し、耕作放棄地の再生利用を図る。

また、農地パトロールにより耕作放棄地の実態把握に努めるとともに、荒廃状況に応じた解消計画を立て、農業委員会や農業協同組合との連携のもと、農地利用調整の取組みを進める等、その解消を図っていく。

(3) 鳥獣被害防止対策

これまで実施してきた捕獲対策や、侵入防止柵の設置に係る支援などの被害防止対策に加え、柏原市有害鳥獣被害対策協議会を中心に関係機関との連携のもと、被害状況の調査や被害防止対策の情報収集及び促進を図るとともに、鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを地元組織と一体となって進める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

他産業従事者並みの年間農業所得及び年間労働時間水準を実現できるものとする。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

優良農地を維持・確保するとともに、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、これらの経営への農用地の円滑な利用集積に努める。

柏原市農業経営改善支援センターを中心に利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業等各種農地流動化施策を進める。

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 収益性の高い地域農業の確立

- ア 直売所等の連携による販路の拡大
- イ 施設栽培等、安定生産に向けた生産振興
- ウ 高品質果実の生産振興と販売方法の多様化
- エ 果実の機能性のPR強化
- オ 食育（教育関係者）との連携

(2) 農業の担い手の育成及び確保

- ア 新規就農対策
- イ 女性や高齢者の力を活かす農業・農村づくりの支援

(3) 環境と調和した農業の促進

土づくり、大阪エコ農産物の栽培を柱とする環境保全型農業を進める。これらの農業を進めることにより、消費拡大へとつなげる。

また、農業用廃ビニール処理に対する助成事業を継続し、処理システムの確実な実行と農業者への啓発に努める。

(4) 豊かさや活力ある農村の構築（地域農業の活性化）

農道の維持・補修等の身近な基盤整備に取り組み、特産物のPRを行うとともに、都市消費者との交流等の取組みを進めていく。

(5) 食の安全・安心の確保（安全で安心な農産物の生産）

生産履歴情報を消費者に提供できる体制の整備を進めるとともに、柏原ぶどうの安全・安心を府民にPRする。

減農薬、減化学肥料栽培等の取組みを進め、安全で安心な農産物の生産の場としての農地を保全し、「大阪エコ農産物」への取組を推進し安全・安心な農産物の供給等の地産地消を進める。

第5 農業近代化施設の整備計画

○農業近代化施設の整備方向

主要作物等の営農体系に対応できる農業近代化施設の整備の促進により、生産の合理化及び流通体制等の改善を進め、競争力に富んだ産地体制の構築を図る。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

○農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

認定農業者の育成・確保及び農業経営の法人化等により農業を担うべき者の育成・確保を図るとともに、就農支援システムの構築により、新規学卒者やI J Uターン者及び新規就農者への就農相談や学習機会の提供等を含めた就農支援に努める。

○農業を担うべき者の育成のための支援の活動

意欲ある農業者の効率的かつ安定的な農業経営を支援するため、生産組織、農業生産法人等の組織経営体への移行を支援する。

生産方式、経営管理の複雑化への対応、担い手としての女性の能力開発等、実践を含めた各種研修機会を通して次世代農業を支える後継者を育成する。

関係機関との連携により、総合的な農業経営を担う人材の確保・育成に努める。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

○農業従事者の安定的な就業の促進の目標

食品加工業や観光業等との連携を強化し、新たな雇用機会の創出及び雇用の安定を目指す。また、農産物等の付加価値向上や地域ブランド開発等の取組みにより、農業従事者の安定的な就業の促進を図る。

○農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の参画による地場農産物の加工品づくり、産直・直売等の展開等によるグリーン・ツーリズムの実施及び都市住民を中心とした消費者が農業を触れ合うための市民農園・体験農園の提供等、農業従事者の就業機会が与えられるような地域システムの構築を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

○生活環境施設の整備計画の目標

生活環境整備や地域の幅広い諸活動を活発化させる施策を講じ、農村の持つ多面的な機能を活かし、農村生活の向上を目指す。

農業の持続的発展に努め、自然環境に配慮した各種生活環境施設の整備を図る。

○森林の整備その他林業の振興との関連

森林整備計画のもと、森林レクリエーション空間としての活用、水源かん養、災害防備等、森林施業の充実を図るとともに、森林の持つ多面的機能に着目した利用を図っていく。

関係団体との連携のもと、市民の意識啓発とともに、所有者との調整も行いながら緑の環境保全を努める。

羽曳野農業振興地域整備計画の概要

第1 農用地利用計画

○土地利用の構想

(単位：ha、%)

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地・工場用地 ・その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 平成23 年	734	60.0	—	—	135	11.0	355	29.0	1,224	100.0
目標	734	60.0	—	—	135	11.0	355	29.0	1,224	100.0
増減	0	0	—	—	0	0	0	0	0	0

○農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地734haのうち、集団的に存在する農用地、土地改良事業等の施行に係る農用地等165haについて、農用地区域を設定する方針である。

○各地区の農用地区域面積一覧

(単位：ha)

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林原野等		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
駒ヶ谷	165	165	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	165	165	0	135	135	0
計	165	165	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	165	165	0	135	135	0

○用途区分の構想

(ア) 駒ヶ谷地区大黒

水稲とぶどうの栽培を中心としており、今後とも優良農地として利用を継続する。

(イ) 駒ヶ谷地区駒ヶ谷・飛鳥・誉田

ハウスを中心とする「駒ヶ谷ぶどう」の主産地が形成され、府営金剛広域農道及び支線農道網などの基盤整備により流通改善が進んでいる。今後も良好な樹園地としての利用を継続する。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

○農業生産基盤の整備及び開発の方向

農作業の省力化や経営規模の拡大を可能とする生産性の高い農地の確保を図るため、農道や水路等農業施設の維持管理、ため池改修等の基盤整備、鳥獣害対策などを進める。

第3 農用地等の保全計画

○農用地等の保全の方向

企業や市民など多様な担い手の参加を促すなど担い手の確保を進め、農地や農業用施設の適切な保全・維持管理を進める。多様な担い手の確保においては、大阪府の農空間保全地域制度等を活用する。また、鳥獣害対策などにより生産性の向上を図るとともに、観光振興や市民交流の視点も考慮した農業振興を図り、農用地等の利用を促進する。

○農用地等の保全のための活動

- ①農地防災事業の推進
- ②遊休農地の再生・活用
- ③施設の機能を長期にわたり保全するための適切な施設管理
- ④交流型農業・地域ぐるみの保全活動の推進
- ⑤鳥獣害対策の推進

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

都市環境と農業の調和を図り、農業の振興に取り組む。また、農業生産基盤の整備と効率的な土地利用の推進とあわせ、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。果樹・野菜・花きを中心とした施設園芸型農業を推進する。複数農家による協業あるいは共同経営「組織経営体」の育成とあわせて、家族経営を中心とした「個別経営体」による効率的な農業経営体の育成を進める。

また、面的にまとまった農地の利用集積を図るとともに高度な技術と優れた経営感覚をもった経営体の育成とこれを実現するための条件整備により、地域の自然的、経済的条件の実状に即した農業経営の確立を図る。高付加価値化（6次産業化）、体験型農業や観光農業の発展を促進する。

農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を図るために、農用地の利用集積を促進する各種事業等を活用し、地域との対話を深め、地域の意向に即した農用地の流動化を促進する。

「大阪産（もん）」（「なにわ特産品」、「なにわの伝統野菜」、「大阪エコ農産物」などの生産振興に努める。

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

- ①認定農業者の育成対策
- ②農用地の流動化対策
- ③農作業の受委託の促進対策
- ④農業生産組織の活動促進対策
- ⑤地力の維持増進対策

○森林の整備その他林業の振興との関連

農地の後背地にあたる森林と連携しながら、市民の身近なレクリエーションの場としての整備・活用促進を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

○農業近代化施設の整備の方向

水路や農道などの適切な維持管理を進めるとともに、効率的な機械化作業体系を推進する。

農産物直売施設や観光農業施設の発展、活用、維持管理を推進し、契約生産や産地直売等の多様な供給方式の活用を進める。また予冷库等の整備や新包装資材の利用による鮮度保持に努め高品質な農産物を供給する。併せて、野菜産地の育成とともに、特産物のブランド化のため「市農特産物振興事業」の推進を図る。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

○農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

主業的農家に加え、小規模でも地産地消に取り組む大阪版認定農業者を育成・支援していくとともに、集落営農組織や農業法人、定年帰農者やI・Uターン者等の農業活動への参加を促進し、多様な担い手の育成・確保を図る。また、農業生産の重要な担い手である女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。併せて、観光農業の推進や多様な形態の農業生産・販売活動に対応した情報提供システムの整備等を推進する。

これらの取り組みを推進するにあたっては、大阪府をはじめ大学その他の研究機関、企業などの事業者、団体とも連携、協力しながら、食とみどり技術センターや農業大学校等の研修施設の活用、ITの活用等を推進する。

○農業を担うべき者のための支援の活動

- ①農業の技術・知識の習得への支援
- ②就農準備等に必要な資金手当の支援
- ③生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援
- ④就農や経営向上のため必要な各種の情報提供体制への支援
- ⑤将来の効率的かつ安定的な農業経営を営む者の確保等の観点からの農業教育の推進

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

○農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業経営基盤強化促進基本構想により、農業を主業とする農業者が、地域における他産業並みの年間農業所得、年間労働時間の水準を実現でき、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

○農業従事者の安定的な従業の促進を図るための方策

他産業並みの労働時間を実現するため、労働条件の改善を進める。また休憩時間の確保等、機械の安全使用に努める

経営の合理化、健全化を進めるとともに、情報収集能力を高める。また、女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や積極的な地域農業への参加・協力を促進する。オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

交流型農業や特産物のブランド化を進めるとともに、観光農業を積極的に振興して、生産性の安定と安定的な就業の場の確保・創出を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

○生活環境施設の整備の目標

良好な生活環境づくりを進め、福祉、健康増進、文化的活動の促進、防災、防犯などの取り組みを進め、農のもつ公益的機能、多面的機能を活かした地域の活性化を進め、地域の文化・交流を育む農空間を創出し保全していく。

今後、生活環境施設の整備を計画するにあたっては、優良農地の確保に十分留意するとともに、地域社会への住民の参加意識の醸成及び地域住民との協調にも資するよう努めるほか、施設の適正かつ効率的な整備を図るものとする。

能勢農業振興地域整備計画の概要

第1 農用地利用計画

○土地利用の構想 (単位: ha、%)

区分 年次	農用地		森林・原野		住宅地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H24年)	1,298	36.6	1,778	50.2	171	4.8	295	8.3	3,542	100.0
目標 (H34年)	1,298	36.6	1,778	50.2	171	4.8	295	8.3	3,542	100.0
増減	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—

○農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農用地 1,298ha のうち、集団的に存在する土地、土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地、地域の特性に即した農業の振興のために確保することが必要である土地など計 837ha について、農用地区域を設定する方針である。

○各地区の農用地区域面積一覧 (単位: ha)

区分 地区名	農地			採草放牧地 ・混牧林地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A 西能勢	435.1	435.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	435.1	435.1	0.0	0.0
B 天王	35.7	35.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	35.7	35.7	0.0	0.0
C 田尻	76.2	76.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	76.2	76.2	0.0	0.0
D 歌垣	149.0	149.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	149.0	149.0	0.0	0.0
E 東郷	141.3	141.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	141.3	141.3	0.0	0.0
計	837.3	837.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	837.3	837.3	0.0	0.0

○用途区分の構想

(ア) 西能勢地区 (A地区)

戸別所得補償制度に基づく米粉用等の新規需要米や加工用米等の戦略作物導入

による農用地の高度利用を図り、優良農地の保全のほか、農業生産の大型機械化による一貫作業体系を確立し、効率的な土地利用を推進する。併せて、農業近代化施設の高度利用と水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。

また、野菜加工施設の整備を促進し、農業の第6次産業化に努める。

(イ) 天王地区（B地区）

水稲や新規需要米、露地野菜、施設野菜等を効果的に組み合わせていくとともに、水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。また、戸別所得補償制度に基づく米粉用等の新規需要米や加工用米等の戦略作物導入による高度利用を図る。

(ウ) 田尻地区（C地区）

主に「水稲作」等による営農類型の家族経営体のほか、水稲や新規需要米を主体とした効率的かつ安定的な経営体の育成を目標に、農用地の高度利用を図り、優良農地の保全のほか、農業生産の大型機械化による一貫作業体系を確立し、効率的な土地利用を推進する。

(エ) 歌垣地区（D地区）

水稲や新規需要米、露地野菜、施設野菜等果樹（能勢ぐり）を効果的に組み合わせていくとともに、水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。また、農産物加工施設の整備を促進し、農業の第6次産業化に努め、地元雇用機会の創出と地域の振興を図っていく。

(オ) 東郷地区（E地区）

主に「水稲作」、「水稲＋露地野菜」、「水稲＋施設野菜」等による営農類型の家族経営体のほか、農用地の高度利用を図り、優良農地の保全のほか、効率的な土地利用を推進するとともに、水路・農道等の保全や改修に努め、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

○農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業生産基盤の整備及び開発は、農業者が生産性を高めて効率的かつ安定的な農業経営を行い、かつ収益性の高い農業を営むために生産性の向上を図る。また、担い手への利用集積による経営規模の拡大等の促進をはじめ、地域における農業者、住民等の関係者の合意形成を図りつつ、土地利用の高度化、かんがい排水整備等の水利用の合理化及び農村の生活環境に配慮しつつ進める方針である。

今後は、地域の現状を十分考慮し、また、環境との調和に配慮し、農業者の合意

を得た中で、ほ場区画、用排水路、農道、暗渠排水等の整備等を推進する。

第3 農用地等の保全計画

○農用地等の保全の方向

関係機関と連携し、農地利用集積円滑化事業等を通じ、認定農業者等の担い手への農地の利用集積によって、耕作放棄の発生防止及び農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保する。農地・水保全管理支払交付事業によって、農地・水路等の資源の基礎的な保全管理活動と生物多様性保全・景観形成などの農村環境の保全を図る。

市民農園や観光農園の整備によって、農用地の保全に努めていく。

有害鳥獣による被害が多い地域を対象に、効果の高い防護柵の設置を推進するほか、隣接する府県、市町との広域的な連携対策を図る。

緊急性のある土地改良施設を対象に、施設機能の維持を図るため、施設の更新や改修に努める。

○農用地等の保全のための活動

- ・地域ぐるみでの農用地等の保全活動の取り組みの推進
- ・農空間の資源を活用した府民協働の推進
- ・耕作放棄地の解消活動の支援
- ・鳥獣被害防止対策
- ・農業水利施設の計画的な保全の推進

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業経営基盤強化促進事業により農地の流動化を推進し、認定農業者等の担い手に対する農用地の利用集積、規模拡大を図る。

農業を主体とする経営体が地域における他産業並みの所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるよう経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進する。

○農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

利用権設定等促進事業の活用、農業委員等による掘り起こし活動の強化を行いな

がら、担い手に農地の利用集積を推進する。

農地の高度利用により、適切な農業生産活動の維持・増進を図り、農用地の効率的かつ総合的な利用に努める。

耕作放棄地が増加傾向にあるなかで、これらを担い手に利用集積や景観作物の栽培等に活用し、農業・農村が持つ多面的機能が発揮されるよう農用地の保全を図る。

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

田は戸別所得補償制度に基づく米粉用等の新規需要米や加工用米等の戦略作物の導入を、畑は効率的な輪作体系の実施による農用地の効率的な利用を図り、都市近郊型農業の振興を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

○農業近代化施設の整備の方向

既存施設の有効利用を推進するとともに、集出荷施設、農産物直売所や農産加工施設の整備充実を図る。

農業と商業・工業等の連携（「農商工連携」）による新商品等の開発、販売促進を国等の支援策の活用に向けていく。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

○農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

「能勢町地域農業再生協議会」と連携し、担い手の確保を図る。

地域の農業等の魅力を町民へ提供することにより、都市と農村の交流などの地域の特産物をより魅力あるものにするため、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

○農業就業者育成・確保施設整備計画

農業協同組合等と連携し、市民農園の整備等農とのふれあいの場の創出に努める。

○農業を担うべき者のための支援の活動

国や府の支援に基づいた就農支援資金による研修、就農準備、施設整備に係る資金の活用を図り就農支援を行う。また、農業委員会や関係機関と一体となって、農地の貸し借りや取得に対しての支援体制を確立するとともに、農業関係制度資金の

活用を図る。さらに、「能勢町地域農業再生協議会」が中心となり、先進事例の視察や情報の収集を積極的に行い、担い手農家の農業・経営技術の習得と向上を総合的に支援する。

教育ファーム等を通じ、農業・農村に対する理解を促進することで、長期的な視点で将来の農業の担い手を確保する。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

○農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業の第6次産業化と都市農村交流を軸に、コミュニティービジネスをはじめ、女性や高齢者のグループ活動の起業化を推進し、就業機会の増大を図る。

また、都市と農村の交流拡大による「農とのふれあい」の場の提供や「グリーン・ツーリズム」を推進し、就業の機会の増大を促進する。

○農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業委員会と緊密な連携のもとに農用地利用集積を図り、担い手に農地集積を推進する一方、農作業の受委託、共同化あるいは兼業作物体系の確立を図ることによって、農用地の有効利用と併せ農業の就業安定を促進する。

第8 生活環境施設の整備計画

○生活環境施設の整備の目標

豊かな自然環境に囲まれた良好な生活環境の整備を総合的に行い、地域住民の生活の安定と質的な向上を目標に、安全性、保健性、快適性、文化性の向上に努めていく。

河南農業振興地域整備計画の概要

第1 農用地利用計画

○土地利用の構想

(単位：ha、%)

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
平成22年 (現在)	522	34.9	※	—	187	12.5	238	15.9	—	—	550	36.7	1,497	100.0
目 標	522	34.9	※	—	187	12.5	238	15.9	—	—	550	36.7	1,497	100.0
増 減	0	0	0	—	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0

○農用地区域の設定方針

本内にある農用地522haのうち、集団的に存在する農用地、土地改良事業等の施行に係る農用地、地域の特性に即した農業の振興を図るため、確保することが必要である土地に該当する農用地342haについて、農用地区域を設定する方針である。

○各地区の農用地区域面積一覧

(単位：ha)

区分 地 域	農 用 地			内 訳									森林・ 原野等 現況
				田			畑			その他			
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
石川地域	49	48	▲1	45	45	0	2	2	0	2	1	▲1	—
白木地域	112	110	▲2	104	102	▲2	3	3	0	5	5	0	—
河内地域	34	34	0	27	27	0	4	4	0	3	3	0	—
中 地 域	151	150	▲1	95	94	▲1	46	46	0	10	10	0	—
計	346	342	▲4	271	268	▲3	55	55	0	20	19	▲1	—

都市化の進展との調和を図りながら、農業基盤の整備、農用地の有効利用と保有の合理化を進める。

○用途区分の構想

- (ア) 石川地域 農地の集団化を促進し、農地の利用集積の拡大を促す。
- (イ) 白木地域 農道の整備を図り、優良な集団農地の保全と活用を推進する。
- (ウ) 河内地域 農地の保全と活用を推進する。
- (エ) 中地域 ほ場整備・農道・用排水路・ため池の整備を図り、優良な集団農地の保全と活用を推進する。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

○農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業振興や都市との交流を図るため、基幹となる農道・水路・ほ場整備等の整備を図るとともに、農業用施設整備及び維持管理にあたっての原材料支給等の支援を進める。また、優良農地の集団化と生産基盤の充実に努め、農作業の受委託等を促進し、保全と活用を推進する。

- (ア) 石川地域 流動化促進事業等により集団化を進め、営農規模の拡大を図る。
- (イ) 白木地域 事業において整備された農業生産環境の更なる活用を促進する。
- (ウ) 河内地域 農道・水路等の維持管理など農業生産環境の向上を図る。
- (エ) 中地域 ほ場整備、農道・用排水路など生産基盤の整備を図る。

第3 農用地等の保全計画

○農用地等の保全の方向

今後、河南中部地区でのほ場整備の推進等により生産性の向上を図るとともに、排水対策やため池防災対策の耐震調査、整備などを引き続き行う。また、意欲的な農業者や農業経営体への農地の利用集積及び多様な担い手による農業経営などを進めるとともに、市民農園や体験農園・観光農園等、多面的機能を有する農空間の整備・活用を図り、遊休農地の解消と農地の保全・活用を進める。

また、有害鳥獣による被害も増加しているため、鳥獣害対策を進め、農用地の保全を図る。

○農用地等の保全のための活動

遊休農地など管理が十分行われていない農地が、隣接する農地に悪影響を及ぼすことを防止する。農地の集約化をはじめとする農業従事者のあつ旋等農地賃借の促進、農協と連携した農作業委託のあつ旋の促進を図る。あわせて、農業生産・交流の環境整備を進める。

また、有害鳥獣による被害を防止するため、広域的な連携により鳥獣害対策を促進する。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

認定農業者等の作物生産の集団化を助長するとともに、「河南町農業経営基盤強化促進基本構想」により、農用地の有効利用及び農作業の効率化等利用関係の改善を推進し、経営基盤の強化と規模の拡大を図り、担い手農家の確保と育成に努める。

「大阪エコ農産物」の認証制度の利用促進や「なにわの伝統野菜」の栽培促進等に努め、生産物の高付加価値化及び河南ブランドの発信を図る。そのために、農業フェアでのPRなど広報・宣伝の強化を支援する。

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農地の集積等農業経営の規模拡大を図り、経営基盤の確立に努めるとともに、今後農業経営基盤強化促進事業により、積極的に農用地等の流動化を推進し、利用権の設定を行い、認定農業者への農地の集積に努める。

また、共同育苗や機械化も推進し、農作業の省力化を図り経営規模の拡大につなげるとともに、稲わら・作物残さ等の有効利用の推進等地方の維持増進対策を推進する。

第5 農業近代化施設の整備計画

○農業近代化施設の整備の方向

都市近郊立地の優位性を活かし、重点作目を中心に、省力化、低コスト化を図る施設整備及び農産物の種類に応じた集出荷体制の整備を推進する。また、農村活性化センターを拠点として消費者ニーズに応じた販売ルートの整備・開発を進めるとともに、体験農業、観光農業などを促進する施設整備を進める。

水稲については、農作業の受委託、共同機械施設の導入を図り、生産性の向上を進める。

野菜については、収益性の高い品目の導入を図るとともに、高能率機械施設の共同利用等による低コスト化及び省力化とハイテク施設による生産性の向上を図る。

果樹については、雨よけ施設等の導入による施設栽培、直売所の設置、防除機械施設の導入等により、省力化、低コスト化を進める。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

○農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

担い手育成事業の創出など新規就農者を育成する取り組みを推進するとともに、農業生産に取り組む企業誘致・あつ旋も含め、農業生産施設や研修施設、加工施設など農業拠点施設づくりを進め、就農者の育成、確保に努める。

子どもたちが農業にふれる機会のさらなる拡大を図り、農業への理解と将来的な担い手育成の機会づくりを進める。

○農業を担うべき者のための支援の活動

就農形態に応じた情報提供、相談等の支援に努める。経営改善の相談や農業技術向上のための情報提供、研修の実施等、認定農業者等を育成支援する。また、人・農地プランを作成することにより、青年就業者の定着支援を実施する。研修の実施等にあたっては引き続き大阪府や農協と連携・協力しながら進める。

○森林の整備その他林業の振興との関連

農業振興地域の指定と合わせて樹立した南河内林業振興地域整備計画及び流域森林総合整備計画を踏まえた振興を図る一方、森林組合への施業委託等、合理的・効率的な林業の振興を図っていく。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

○農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農村活性化センター（道の駅かなん）の販売力の強化や河南町の特産品を活かした食材供給施設及び農業交流拠点づくりの検討など、農業従事者の就農意欲や所得水準の向上につながる取り組みを進める。

また、地元農産物のブランド化、市民農園や観光農園、体験農園などの交流型農業の推進、加工や販売と一体化した農業生産など、農業の6次産業化による地域ビジネスの展開を図り、生産性の安定と雇用の確保・創出に努める。

第8 生活環境施設の整備計画

○生活環境施設の整備の目標

技術の継承や農村家庭の支えあいなどを通じた地域社会全体の連帯感を醸成することで、本町の緑豊かな景観を保全し、快適で文化的な活力ある豊かな農村社会の形成に努める。また、農業振興地域内住民の日常生活における安全を確保するため、集落防災安全施設などの整備を進める。

千早赤阪農業振興地域整備計画の概要

第1 農用地利用計画

○土地利用の構想

(単位：ha、%)

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地等		その他		合計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H20)	204	21.8		—	370	39.6	25	2.7	335	35.9	934	100.0
目標 (H30)	199	21.3	—	—	370	39.6	30	3.2	335	35.9	934	100.0
増減	▲5	▲0.5	—	—	0	0	5	0.5	0	0	0	0

○農用地区域の設定方針

本農業振興地域内にある現況農用地 204haのうち、森屋地区の5haを除く農用地 199haについて引き続き農用地区域を設定する方針である。

○農用地区域面積一覧

(単位：ha)

地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用 施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
赤阪	149	144	△5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	149	144	△5	18
千早	55	55	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55	55	0	4
計	204	199	△5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	204	199	△5	22

地区名		農用地 (ha)	
赤阪	森屋	50	144
	水分	28	
	桐山	40	
	川野辺	16	
	二河原辺	10	
千早	中津原	19	55
	東阪	32	
	小吹	4	
計		199	

○用途区分の構想

(7) A地区（赤阪地区）

A-1（森屋1）

丘陵部に広がる樹園地を中心として、農道等の土地基盤施設及び集出荷施設等の農業近代化施設の整備を図るとともに、利用者の便益施設として駐車場、休憩所、広場等、レクリエーション施設の整備を検討する。また、農業環境の保全目的から、周辺農用地への影響を最小限に止めるための土地利用を図る。

A-2（森屋2、川野辺）

交通条件の改善を活用した、果菜、軟弱野菜の生産振興を図ることにより、農用地の高度利用を促進し、野菜類の特産地の形成をめざす。

A-3（桐山1、二河原辺1）

花き、野菜の振興により、農地の高度利用をめざす。

A-4（桐山2、二河原辺2）

広域農道を利用したレクリエーション農地の整備などを検討する。

A-5（水分）

ほ場整備が完了した区域を中心に田畑輪換を推進するなど、農用地の高度利用を行う他、野菜、花きの振興による産地形成をめざす。

(4) B地区（千早地区）

B-1（下東阪、上東阪、千早）

田畑輪換を進め、農地の高度利用を図る。

B-2（吉年、小吹、中津原）

樹園地の保全を図る一方、放任園、遊休農地における野菜、花き等の畑作を進め、農業経営の活性化をめざす。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

○農業生産基盤の整備及び開発の方向

優良農地における重点的な基盤整備による農業基盤の確保に努め、農地利用の高度化、合理化を図る。

さらに都市住民との交流の観点から、レクリエーション活動拠点の整備をめざし、総合的な基盤整備を推進する。具体的には、村内各地区の特性に応じた村内非農家を対象とする農園施設や、近郊都市住民を対象とする日帰り型、週末利用型の市民農園施設の整備を検討する。

第3 農用地等の保全計画

○農用地の保全の方向

遊休農地の発生防止のための啓発や農地パトロール等の監視の強化をするとともに、農地の基盤整備、集約化や交流型農業を推進し、農地の保全活用に努める。また、すでに遊休農地となっている土地のうち、農地としての復元が可能な土地については、国・府の遊休農地解消対策事業などにより、復元活用を図る。

一方、遊休農地からの改善が見込めず、農地としての復元が困難な土地は、周辺農地への悪影響を排除する目的からも農地以外の適正な土地利用に誘導する。

○農用地等の保全のための活動

農地の保全、活用を進め、遊休農地の解消を図るため、大阪府や農業委員会、農協等と連携し、以下に示すような活動を展開していく。

- ①営農条件の向上を図り、ほ場整備や農道水路等農業基盤の整備により農業環境の充実を図る。
- ②認定農業者をはじめとする中核的農家への農地の利用集積を促進し、農地の集約化を図る。
- ③都市近郊の立地を生かし、市民農園等の都市住民との交流型農業を進める。
- ④増加している有害鳥獣の被害について広域的な取組も含め、適切な対策を講じる。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農家の兼業化が進み、高齢者や女性の就業者が多くなりつつあることを踏まえ、中核的な農家の育成に向けた農地の流動化や農作業の受委託を促進する。また、農家の組織化を進め、野菜、花きを軸とする協業化など地域営農体制の構築を図る。

農用地等の効率的かつ総合的な利用に向けては、中核的な農家の育成・支援とともに、兼業農家等の小規模農家の共同作業化をめざす。

また、中核的農家が中心となって花き等の拡大により、高齢・女性層の参加機会の拡大を図るとともに、農地利用の適性化、高度化をめざす。

さらに積極的な観光・レクリエーション関連土地利用の導入、多様な市民農園施設、観光農園施設の整備・導入を通じて農地の活用を図る。

○農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農用地の流動化による利用権の集積や受委託組織の育成等を通じて、中核的農家及び兼業農家・高齢農家等の連携を強め、農用地の有効利用や経営の効率化を進める。

また、農業と観光、レクリエーションとの連携を図るため、農業協同組合、森林組合、

観光協会などの関連団体の参加による一体的な推進組織づくりに努める。

観光・レクリエーションや新産業機能の導入にあたっては、農地利用との調和を図るため、関係集落における土地利用計画の策定を行い、各地域での集落協定等を活用したルールづくりに努める。

農用地の有効利用、高度利用を進めるために、集団づくりによる地域営農体制の構築に努める。また、温室効果ガスの排出抑制の視点も含めた適切な技術指導、作付計画、販売体制の強化など、農業協同組合を軸とする体制の強化・拡充をめざす。その一環として、都市住民を主体にした「千早赤阪ファン」をつくるとともに、果樹、野菜、花きなどの「千早赤阪」ブランドの確立をめざす。

第5 農業近代化施設の整備計画

○農業近代化施設の整備の方向

農業近代化施設の整備については、都市近郊農業地域としての生産体制の確立を目指す。すなわち、中核的農家を中心とし小規模農家の共同化の推進と合わせ、農産物加工施設などの共同利用施設を適正に導入し、作業の効率化・省力化を図る。

また、温室効果ガスの排出抑制の視点からエネルギー効率の高い施設導入に努める。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

○農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

経営意欲の高い認定農業者の育成・支援をはじめ、女性や企業退職者、U・J・Iターン者等の農業活動への参加を促進し、多様な担い手の育成・確保を図るとともに、次代を担う子どもたちや都市部住民の農業に対する理解を深めるための情報発信及び体験・交流の場づくりに努め、将来的な担い手づくりを推進する。

○農業を担うべき者のための支援の活動

農業の技術・知識の取得に対する支援、就農準備等に必要な資金手当に対する支援、生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援、就農や経営向上のための必要な各種の情報提供体制への支援等、将来の担い手確保等の観点から、農業者育成を推進する。

また、農地の円滑な取得等による利用集積を図るため、大阪府や農業委員会等との連携により農業者や農用地に関する情報の収集と提供を行なう。

国の認定農業者に加え、地産地消に取り組む大阪版認定農業者を育成支援することで地産地消の推進や大阪エコ農産物の推進を図る。

農業の担い手不足に伴う遊休農地の増大や農業生産力の低下を防止するため、農作業の

受委託等を一層促進し、必要な農業機械等整備の支援を進めて、営農組織の育成を図る。

下赤阪棚田での農業体験事業や、教育委員会と連携した小中学校による農業教育を推進することにより将来的な農業の担い手の確保につなげる。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

○農業従事者の安定的な就業の促進の目標

安定的な就業の促進については、U・J・Iターン者及び農家女性の就業の場の確保、若年層を中心とする地域内雇用力の増大をめざす。そのためには、自然環境や農村環境と調和した、さらには村民雇用が多く見込めるような企業誘致、工場誘致を地球温暖化対策に配慮しながら推進する。

○農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の就業意向の把握に努めると共に、農業生産と一体化した農林産品の加工・販売など農林業の第6次産業化による地域ビジネスの展開を図り、地場産業の創出・振興に努める。

また、市民農園や農業体験施設の整備促進に努めると共に、担い手の育成を通じて、就労の場の確保、拡大に努める。

村内への立地が予想される商業、流通、工業等の施設については、地域環境の保全及び調和を第一としながら立地を誘導し、村内就労の場の確保、拡大を図る。

更に、村民生活に直結した生活関連企業や循環型社会形成に係る企業等についても、新しい農村づくりの視点から誘致を図る。

○森林の整備その他林業の振興との関連

間伐等の施業の充実を図る。また、間伐材のバイオマス利活用、特用林産物の開発などによる林地の有効利用を図るとともに、適切な森林管理を進めていく。

「大阪地域森林計画」及び「千早赤阪村森林整備計画」との連携・調整を図り、林業の担い手の育成とともに農業と林業が相互に連携した地域産業の振興や、レクリエーション施設整備を行うことにより、村内就労の拡大をめざす。

第8 生活環境施設の整備計画

○生活環境施設の整備の目標

地域住民の日常生活における安全を確保し、うるおいのある快適な農村集落生活の場を創り出していくことにより、村内での定住化を推進していく。

事前評価調書（事業費 10 億円以上）

事業名	府営農村総合整備事業「岸和田丘陵地区」	
担当部署	環境農林水産部泉州農と緑の総合事務所耕地課（連絡先 072-439-3601）	
事業箇所	大阪府岸和田市稲葉町、山直中町	
目的	<p>岸和田丘陵地区（約 154 ヘクタール）は、岸和田市中央部に位置し、かつては盛んに営農が行われていた地域であったが、関西空港や大阪外環状線の建設計画にあわせて産業、教育・研究、住宅等の機能を有する複合産業団地『岸和田コスモポリス』が計画され、事業着手に至った後、地価の下落や景気の低迷により事業が破綻（H17(株)岸和田コスモポリス解散）したため、現在は生活環境・農業環境の悪化が著しい状況となっている。一方、平成 23 年にレストラン、交流施設、大型農産物直売所を備える「道の駅 愛彩ランド」が開設されたことや、平成 25 年秋に供用予定の府道春木岸和田線バイパスにより本地区へのアクセスが改善され、来客数の増加、農産物需要の増加の期待が高まっていることなどにより、地区内の農家の営農意欲が高まりを見せており、農業生産力の向上に向けた農地、道水路等の整備が強く望まれている。</p> <p>このような中、岸和田市では将来に渡って営農を希望する農地を集約することにより、都市近郊の立地を活かした収益性の高い農業経営を目指すとともに、都市的な住宅環境の整備と周辺の自然環境の保全を合わせて行うため、土地交換の手法を用いて都市・農の土地利用を 2 区分化する計画が進められている。</p> <p>本事業は、丘陵地区内に集約化された約 34ha の農整備エリアにおいて農地の集団化、大区画化、道水路整備等営農条件を改善するためのほ場整備と集落道整備を大阪府が実施することにより、農業生産性の向上と農業経営の安定、高収益型農業の実現、都市と農の交流促進を図り、大消費地に隣接する強みを活かした強い大阪農業づくりと農空間の保全・活用に資するものである。</p>	
内容	<p>○ほ場整備 約 34ha（うち耕区面積約 21ha）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整地工 21ha ・道路工 L=4.7km ・用水路工 L=7.6km（ため池整備 8 箇所） ・排水路工 3.8km <p>○集落道整備 B=6.0m L=1.8km</p> <p>《参考》 都市整備エリア面積 約 47ha 自然保全エリア面積 約 73ha</p>	
事業費	<p>全体事業費：11.8 億円 （内訳）ほ場整備 9.8 億円 集落道整備 2.0 億円</p>	
	<p>【事業費の積算根拠】 平成 23・24 年度の基本設計により、既存資料収集及び現地調査を行い、工事数量を算定し、積み上げにより事業費を算出した。</p>	<p>【工事費の内訳】</p> <p>○ほ場整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 整地工 0.7 億円 道路工 1.0 億円 用水路工 5.3 億円 排水路工 1.1 億円 測量試験費他 1.7 億円 <p>○集落道整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路工 1.8 億円 測量試験費 0.2 億円

事業費の変動要因	<p>【他事業者との協議状況】</p> <p>隣接する都市整備エリアにおいて実施予定の土地区画整理事業と施工計画や運土等について調整を行っている。</p> <p>【今後の事業費変動要因の予測】</p> <p>用水路工（ため池整備）の実施設計時の土質調査結果により基礎地盤処理等、工事費が変動する可能性がある。</p>
維持管理費	－ ※岸和田市、土地改良区（H25 設立予定）等へ引き継ぐため
関連事業	岸和田丘陵地区土地区画整理事業（都市整備エリア H26 に組合設立、事業着手予定）
上位計画等における位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（H20. 4） ・大阪府新農林水産振興ビジョン～「食とみどり」の取組み方向（H24. 3） ・おおさか農政アクションプラン（H24. 3） <p>営農環境の整備、主力となる農業者の育成・確保、企業及び新規就農者の参入促進他</p>
事業を巡る社会経済情勢等	<p>【大阪農業の現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業者の高齢化、担い手不足により、遊休化の恐れのある農地が増加する一方、新鮮で安全な農作物や農作業への参加に対する府民ニーズが高まっている。 ○一方、平成 21 年 12 月の農地法改正により、企業への農地貸借が緩和されたが、面積や道路、水路の条件など希望に沿った農地の確保が困難等の課題により、企業の新規参入が伸び悩んでいる。 ○このため、拡大を希望する意欲的な農家や、企業など農業者以外の方が「新たな担い手」として参入できる農地が期待されており、強い大阪農業実現のため、大消費地に立地するなどの大阪の特性を活かす施策が必要である。 <p>【事業地区内の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当地区の農地は不整形で狭小であり特に山間部は棚田状の褶曲した形状のものが多いため、耕作しにくい状況である。 ○現況の農業用水路は素堀のものがほとんどで、浸食による土砂崩落や漏水が著しく、用水管理に支障をきたしている状態である。また、用排兼用であるため、独立した水管理が行えず、農地の汎用化を行うためには用水路と排水路を分離する必要がある。 ○農地への進入路や耕作道は狭小で勾配もきつく、また接道のない農地も多い。 ○多数の農業用ため池が存在し、重要な水源となっているが、堤体は浸食が著しく不安定な状態になっており、改修等の整備が必要となっている。 ○地元農家、自治会、岸和田市からほ場整備の導入を強く要望されている。 <p>【丘陵地区を取り巻く情勢】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○H20. 6 岸和田丘陵地区整備計画基本構想策定（岸和田市） （都市整備エリア、農整備エリア、自然保全エリアのゾーニング） ○H22. 10 まちづくり基本計画策定（岸和田市） ○H23. 4 大型農産物直売所「道の駅 愛彩ランド」がオープン。初年度売上げ約 1 2 億円。 ○H25. 2 「愛彩ランド」がレジ通過 1 0 0 万人を突破。 ○H25. 2 岸和田市農業振興地域整備計画変更（農整備エリアの農用地指定）（予定） ○H25～ 都市整備エリアと農整備エリアの交換分合（H25. 5 公告予定） 農整備エリアの整備事業（本事業）開始（予定） 都市整備エリアの市街化区域編入（予定） 府道春木岸和田線バイパス供用（予定） ○H26～ 都市整備エリアの土地区画整理事業開始（予定）

<p>地元の協力体制等</p>	<p>○平成24年8月に地元農家による「農整備事業推進委員会」が設立されており、整備事業並びに整備後の営農のあり方等についての検討が進められており、地元の協力体制が整いつつある。また、この委員会を母体に事業推進並びに整備された施設の管理を行うための土地改良区設立についても準備が進められている。</p> <p>○計画にあたっては、岸和田市と十分な連携・協力の上で進めており、市の全面的な協力を得て事業を実施することができる。また、都市整備エリア側にも土地区画整理準備組合(構成員：地元地権者)が設立されており、連携・協力により事業を実施する。</p>																		
<p>事業の投資効果 <費用便益分析> または <代替指標></p>	<p>○総費用総便益比：B/C=1.24</p> <p>・総便益 B=1,402,763千円(①+②) (千円)</p> <table border="1" data-bbox="400 506 1501 734"> <thead> <tr> <th></th> <th>① ほ場整備 1,135,665</th> <th>② 集落道路整備 267,098</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作物生産効果</td> <td>497,457</td> <td>121,900</td> </tr> <tr> <td>営農経費節減効果</td> <td>330,369</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>維持管理費節減効果</td> <td>219,075</td> <td>△1,690</td> </tr> <tr> <td>品質向上効果</td> <td>—</td> <td>146,888</td> </tr> <tr> <td>災害防止効果</td> <td>88,764</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>・総費用 C=1,129,319千円(③+④)</p> <p>③ほ場整備総費用 914,215千円 ④集落道路整備総費用 215,104千円</p> <p>【算定根拠】</p> <p>○新たな土地改良の効果算定マニュアル(H19.3策定/H20.3追補)により算出</p> <p>・総便益：作物生産効果や維持管理に係る管理者の負担節減効果など、評価期間における効果額を現在価値化し算出</p> <p>・総費用：当該事業による費用に資産価額及び評価期間における再整備費を加え、評価期間終了時点の資産価額を減じた事業費を現在価値化し算出</p>		① ほ場整備 1,135,665	② 集落道路整備 267,098	作物生産効果	497,457	121,900	営農経費節減効果	330,369	—	維持管理費節減効果	219,075	△1,690	品質向上効果	—	146,888	災害防止効果	88,764	—
	① ほ場整備 1,135,665	② 集落道路整備 267,098																	
作物生産効果	497,457	121,900																	
営農経費節減効果	330,369	—																	
維持管理費節減効果	219,075	△1,690																	
品質向上効果	—	146,888																	
災害防止効果	88,764	—																	
<p>定性的分析</p>	<p><新鮮な農作物の提供></p> <p>○農地の整形・大区画化、道路、用排水路の整備によって営農条件が改善されるとともに換地によって集団化されることで、効率的な営農が可能になり、農業生産力が向上して地元の新鮮な農作物をより多くの府民に提供できる。</p> <p><強い農業づくりの実現></p> <p>○営農条件が改善され、効率的な営農や農産物の円滑な輸送等が可能になることで、担い手農家への農地の集約による規模拡大、企業等新たな担い手の参入等、高収益型農業の展開、産地形成が見込まれる。</p> <p><安全・安心></p> <p>○健全な営農活動の継続により水田、畑が保全され、地下水のかん養や土砂流失防止が図られる。</p> <p>○老朽化したため池を統廃合し改修することで、洪水時における堤体の決壊や溢水被害を未然に防止し、下流集落の安全な生活環境が形成される。</p> <p><地域全体の活性化></p> <p>○集落道路の整備により近隣の集落や農業関連施設等が有機的にネットワーク化され、施設間の連携や隣接して実施される丘陵地区区画整理事業との連携による都市住民との交流が促進され、地域全体の活性化が図られる。</p> <p><農空間の保全></p> <p>○良好な田園風景を保全することができ、府民にやすらぎと潤いを与えることができる。</p>																		

事業段階ごとの進捗予定と効果		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
	進捗	境界測量	実施設計 換地計画	整地工 道路工 水路工	整地工 道路工 水路工 ため池工	整地工 道路工 水路工 ため池工	ため池工 補完工 確定測量	換地処分
完成予定年度	平成31年度							
代替手法との比較検討	○代替案との比較							
		第1案			第2案			
	実施方法	ほ場整備を実施			農道・用排水路等施設のための整備			
	工事	<ul style="list-style-type: none"> ・大区画化、区画整形が可能 ・区画整形と合わせて整備するため、道水路の合理的な路線選定が可能 ・面的に施工するため、施工しやすい 			<ul style="list-style-type: none"> ・狭小で不整形な区画が改善されない ・現況に合わせた道・水路設置により効率が悪い ・仮設道路が必要になる等施工性が悪い 			
	用地買収	不要			道水路の拡幅や新設に係る用地費が必要			
	集団化	換地手法により集団化が図れる			集団化できない			
<p>《総合判定》</p> <p>大区画化、区画整形が可能となる他、集団化も図れること、効率的な道水路の配置ができ、用地買収費も不要となること、施工性も優れていることなどにより、第1案のほ場整備が有利であると考えられる。</p>								
自然環境等への影響とその対策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地区近辺で実施した環境調査を基に、環境アセスに準じた資料整理を行っており、環境への影響を最小限に低減させるために隣接して自然保全区域を設け適切な保全措置を行っていく。 ・低排出ガス機械を使用するなど、環境に配慮した施工を行う。 ・工事において発生した残土を可能な限り事業地区内で再利用する。また、表土等については可能な限り地区内へ戻すことで、既存植生の保護を行う。 							
その他特記事項								

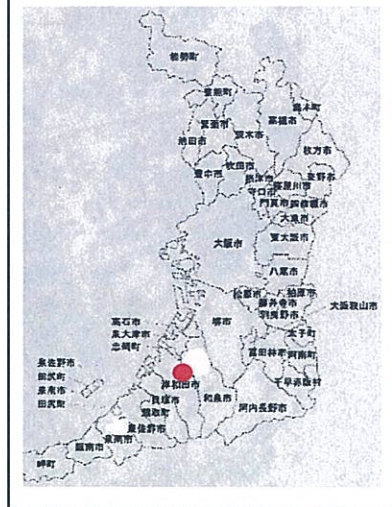
外部の専門家による意見等	
意見等への対応	

対応方針	<p>事業実施</p> <p><判断の理由></p> <p>本事業の実施により、営農の作業効率向上、維持管理の省力化、営農意欲の向上が図られることで、都市農業の振興、農空間の保全・活用、ため池の統廃合及び改修による決壊被害の防止などの効果が認められることから、「事業実施」とする。</p>
------	---

一般計画図



位置図



凡	例
ほ場整備	
集落道路整備	